



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全国歯報

2017.5 80号

第80回
通常組合会

平成29年度事業計画、 歳入歳出予算を承認

平成29年3月26日（日）午後1時より、朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「6D」において、第80回通常組合会が開催された。

中屋敷議長の挨拶の後、鈴木副理事長の開会の辞に引き続き、議事録署名人に沖縄県支部の高江洲議員を指名。物故組合員に対する黙祷、尾上理事長の挨拶に引き続き議事に入り、平成29年度保険料賦課額、規約の一部改正、平成29年度事業計画及び平成29年度歳入歳出予算について慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

報告事項では、平成30年4月に組合創立40周年を迎えるにあたり、40周年記念事業として、記念式典を平成30年7月21日（土）京都府で開催を予定し、記念誌編集委員会を設置し、第1回目の委員会を平成29年2月8日（水）に開催した。また、平成28年度療養給付費の状況等について樋口常務理事から報告され、仲佐副理事長が閉会の辞を述べ第80回通常組合会が閉会した。



■議長挨拶（要旨）



中屋敷議長 松岡副議長

定刻になりましたので、ただ今より第80回通常組合会を開催いたします。本日は、お忙しい中、全国各地よりご参集賜り、心より御礼申し上げます。

本日の組合会は、平成29年度の事業計画および歳入歳出予算等の重要案件の審議があります。慎重審議と最後まで円滑な議事進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■開会の辞（要旨）



鈴木副理事長

平成27年度の所得調査の結果で、当組合の補助率が22%組合から30%組合になりました。この影響につきましては、後ほど歳入歳出予算で説明をさせていただきます。今後、平成30年度にも所得調査が行われる予定です。所得調査につきましては、大変ご苦勞、ご迷惑をかけますけれども、各府県の先生方、3種組合員の従業員の方々のご協力をお願いしたいと思います。

本日の組合会は平成29年度事業計画（案）、歳入歳出予算（案）と非常に重要な案件を提出しております。皆様の慎重審議をお願いし、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

■理事長挨拶（要旨）



尾上理事長

本日は第80回通常組合会を開催させていただきましたところ、全国各地からご出席いただきましてありがとうございます。

平成28年度は国保組合にとって定率補助削減の初年度であり、国保組合の運営はますます厳しさが増して各国保組合では保険料の引き上げや積立金の取崩し等の対応を検討しているようである。幸いにして本組合は皆様と共に数年にわたり検討し、しっかりと対策を行ってきたことにより、平成29年度においても安定運営が継続可能となる予算案を計上することができた。しかしながら、定率補助削減に対する経過措置の5年後を見据えるとともに、高額薬剤や高度医療による医療費の増加、総人口の減少や高齢化に伴う被保険者数、1

種組合員とその家族の減少など、組合運営が厳しくなる要因は今後ますます増大するため、今後とも予断を許さない状況のなか運営をしていかなければならない。社会保障費全体で6400億円を1400億円割り込み5000億円としております。

また、医療保険者として、被保険者とその家族に対する健康づくり、予防というものが重要になってきている。がん検診の助成などが新規で追加されたということからもその流れであると考え、現状ITCインフラを作り健康医療、介護施策のパラダイムシフトを実現させ支払機関を頭脳集団に改造し、ビッグデータのプラットフォームを構築する必要があると考えられている。特定健診・特定保健指導の第3期実施計画に合わせ、保険者機能の責任を明確にする観点から、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を29年度実施分から公表されることになっている。本組合としてもこのことにより保険者機能が低評価とならぬよう受診率向上への取り組みを進めて参りたい。各支部においてもご協力いただきたい。

80歳～90歳代で800メートル走、5000メートル走で世界記録を日本人が持っており、こうした運動能力の維持には筋力に加え心肺機能の活性化が必要で、心肺能力を示すVO2MAX（最大酸素摂取量：1分間に摂取できる最大の酸素量）は10年で1割くらい低下するためこれを防ぐことが重要であるが、これを維持することで様々な効果が期待出来るとされている。

歳出の医療費だけでなく、歳入の保険料収入にも大きく影響がある平成30年度診療報酬改定の議論が中医協でスタートした。既に在宅医療と入院医療、外来で総論的な議論がなされているようである。今回は、薬価制度の抜本的改革や医療品等の費用対効果評価の本格導入もあり、何らかの改定となると思われる。診療報酬と介護報酬の同時改定でもある。それ以外でも30年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化、第3期医療費適正化計画があり、地域医療構想を含む医療計画や介護保険事業計画も30年度から新たな計画が始

まる。こうした状況を厚労省の鈴木保険局長が「惑星直列」と表現するほどであり節目の時期といえる。どのような議論がなされていくか、国保組合としても注視していきたい。

マイナンバー制度は7月から保険者間連携が始まり基幹内テスト、連携テストを済ませた後は総合運用テストという段階です。ご苦労をかけますよろしくお願いいたします。

また、本日は当組合の発展につながるよういろいろなご意見を賜りますようお願い申し上げて、挨拶と代えさせていただきます。

議事

第1号議案 平成29年度保険料賦課額(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

保険料賦課額について、平成28年度から国保組合の国庫補助の見直し実施され、国庫補助の見直しに伴う激変緩和措置等が設けられたことから、基礎賦課額(所得割、均等割)、後期高齢者賦課額は据え置きとなるが、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額については、平成29年度の支援金、納付金見込額(概算)が増加したため引き上げたいと説明のあと、挙手多数により可決承認された。



齊藤専務理事

1. 基礎賦課額(所得割)について据え置きとしたい。
2. 基礎賦課額(均等割)について据え置きとしたい。
3. 後期高齢者支援金等賦課額について月額100円の引き上げとしたい。

4. 介護納付金賦課額について月額200円の引き上げとしたい。
5. 後期高齢者賦課額について据え置きとしたい。

保険料賦課額の種類		保険料賦課額(月額)		
		平成29年度	平成28年度	
基礎賦課額 (所得割)	1種組合員	①保険診療者 診療報酬の6.5/1000 上限 32,500円 (年額390,000円) 下限 4月1,900円 5月～3月1,600円 (年額19,500円)	①保険診療者 診療報酬の6.5/1000 上限 32,500円 (年額390,000円) 下限 4月1,900円 5月～3月1,600円 (年額19,500円)	据え置き
		②非保険診療者 32,500円 (年額390,000円)	②非保険診療者 32,500円 (年額390,000円)	
基礎賦課額 (均等割)	1種組合員	8,600円	8,600円	据え置き
	1種組合員の家族	6,600円	6,600円	
	2種組合員	16,500円	16,500円	
	2種組合員の家族	6,000円	6,000円	
	3種組合員	9,000円	9,000円	
	3種組合員の家族	6,000円	6,000円	
後期高齢者支援金等賦課額		3,400円	3,300円	+100円
介護納付金賦課額		3,900円	3,700円	+200円
後期高齢者賦課額		5,000円	5,000円	据え置き

第2号議案 規約の一部改正(案)について議決を求める件

齊藤専務理事

後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の規約条文一部改正

第1号議案において、保険料賦課額の改定が承認されたことに伴い、規約第18条の金額の一部改正について説明のあと、採決に入り挙手多数により可決承認された。

全国歯科医師国民健康保険組合同規約一部改正新旧条文比較対照表

(下線部分が改正部分)

新	旧
<p>第5章 保険料 (保険料の賦課額) 第18条 組合員は、保険料として、第一号から第四号までのいずれかの額と第五号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員(後期高齢者の組合員を除く。)については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業(以下「後期高齢者の保健事業」という。)に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円(年額19,500円)とする。</p> <p>(2) 月額8,600円(年額103,200円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) <u>月額3,400円(年額40,800円)</u></p>	<p>第5章 保険料 (保険料の賦課額) 第18条 組合員は、保険料として、第一号から第四号までのいずれかの額と第五号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員(後期高齢者の組合員を除く。)については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業(以下「後期高齢者の保健事業」という。)に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円(年額19,500円)とする。</p> <p>(2) 月額8,600円(年額103,200円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) <u>月額3,300円(年額39,600円)</u></p>

新	旧
<p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。) 月額 3,900円(年額46,800円)</p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額16,500円(年額198,000円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,400円(年額40,800円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,900円(年額46,800円)</p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額9,000円(年額108,000円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,400円(年額40,800円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,900円(年額46,800円)</p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円(年額60,000円)とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額</p> <p>(1) 1種家族 月額6,600円(年額79,200円)</p> <p>(2) 2.3種家族 月額6,000円(年額72,000円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,400円(年額40,800円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,900円(年額46,800円)</p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この規約は、平成29年4月1日から施行する。 (第18条 後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の改定)</p>	<p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。) 月額 3,700円(年額44,400円)</p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額16,500円(年額198,000円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,300円(年額39,600円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,700円(年額44,400円)</p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額9,000円(年額108,000円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,300円(年額39,600円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,700円(年額44,400円)</p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円(年額60,000円)とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額</p> <p>(1) 1種家族 月額6,600円(年額79,200円)</p> <p>(2) 2.3種家族 月額6,000円(年額72,000円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,300円(年額39,600円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,700円(年額44,400円)</p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p>

第3号議案 平成29年度事業計画(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

特定健診・特定保健指導の受診率向上への取り組みを強化

メンタルヘルス事業の実施

全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を平成29年度実施分から公表されることになっている。保険者機能が低評価とならぬよう受診率向上への取り組みを進める。

また、メンタルヘルスの専門業者と契約し、電話及び面接によるカウンセリング事業を新たに展開する等の平成29年度事業計画についての説明のあと、採決に入り挙手多数により可決承認された。

I 事業運営の方針

医療保険制度改革関連法により平成28年度から、定率補助率が5年間かけて段階的に引き下げられている。当組合は、平成26年度所得調査の結果、国庫補助が22%になったが、平成27年度の所得調査をした結果では、課税標準額が前回よりも下がり約159万円となった。このことによって、当組合は国庫補助が30%となった。

課税標準額減となった大きな要因として、1種組合員の非課税世帯が増えたこと、3種組合員の所得調査の回収率が上がったことにある。

平成29年度の国庫補助率は、一般32%→31.2%、組合特定16.4%→16.3%となった。

激変緩和措置により、①組合特定被保険者の割合が少なく交付要件(30%未満)を満たしている組合に補助の削減額の1/4に相当する額を補助、②支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が多く交付要件(30%以上)を満たしている組合に補助の削減額の1/4に相当する額を補助する。以上2項目は、重複して受けることが可能となっている。

平成28年度は、激変緩和措置で①、②の国庫補助を受けられていたが、平成29年度予算では、①の組合特定被保険者の割合が33.26%となり激変緩和措置における特別調整補助金を受けられなくなる見込みだが、②の支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が32.4%となる見込みで、激変緩和措置における特別調整補助金を受けられる見込みの予算となった。

上記のことにより、29年度は、国保事業安定積立金を取り崩すことなく、基礎賦課額保険料は据え置きとする。しかし、この激変緩和措置は5年間の時限的措置であるために、今後の医療費の伸びなどを勘案して、健全な運営のために保険料の引き上げ時期や国保事業安定積立金の取り崩しなどを改めて検討していくこととする。

保健事業について、平成29年度よりメンタルヘルス事業として、被保険者が当組合を通さずに、全国どこからでも直接、電話等によるメンタルヘルスカウンセリングを受けられる事業を開始する。

レセプト点検について、現在は、栃木県国民健康保険団体連合会へ一次点検、二次点検を委託しているが、高額なレセプトにおいて再度、専門知識を有する者に委託して、東京事務所にて点検を実施する。

基幹システムについて、社会保障・税番号制度、オンライン資格確認、高額療養費制度の改正等への対応、また、新たに構築される国民健康保険団体連合会のレセプト等システム(新国保総合システム)への連携、サーバ及び端末等のWindows7のサポート終了に備えた準備を行う。

本年度は、被保険者証が一斉更新となる。随時発行について、新たにカードプリンターを導入し、従来のプラスチック合成紙から一斉更新時と同様のプラスチックカードでの発行を行う。

これからも、保険者機能を発揮した事業運営の確立に努めるとともに、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で被保険者の疾病に対する保険給付と健康管理を推進する保健事業を実施し、時代に適応した組合運営に向けて最善の努力をして参りたい。

A. 保険料

一 基礎賦課額

(1) 所得割賦課額（1種組合員に賦課）

① 保険診療者

- ア. 前年の保険診療報酬の合算額の1000分の6.5を乗じた額
- イ. 医療法人は、各医療機関ごとに前年の保険診療報酬額の合算額の1000分の6.5を乗じた額
- ウ. 上限賦課額 月額 32,500円（年額 390,000円）
- エ. 下限賦課額 月額 4月 1,900円、5月～3月 1,600円（年額 19,500円）
- オ. 1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の者の所得割賦課額を免除する。

② 非保険診療者（矯正標榜者・医療法人を含む）

- ア. 月額 32,500円（年額 390,000円）
- イ. 非保険診療者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。

(2) 均等割賦課額（1人当たり）

種 別	賦課額（月額）	種 別	賦課額（月額）
1種組合員	8,600円	3種組合員	9,000円
1種組合員の家族	6,600円	3種組合員の家族	6,000円
2種組合員	16,500円	後期高齢者組合員の家族	6,000円
2種組合員の家族	6,000円		

※基礎賦課額（均等割賦課額）には、前期高齢者納付金1人当たり2,419円が含まれる。

二 後期高齢者支援金等賦課額（1人当たり）

組合員及び組合員の家族	月額 3,400円（年額 40,800円）
-------------	-----------------------

三 介護納付金賦課額（1人当たり）

40歳以上65歳未満の者	月額 3,900円（年額 46,800円）
--------------	-----------------------

四 後期高齢者賦課額（1人当たり）

後期高齢者組合員	月額 5,000円（年額 60,000円）
----------	-----------------------

五 後期高齢者組合員の所得割賦課額

後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員が診療に従事している場合は、後期高齢者組合員に所得割賦課額を賦課するものとする。

算定方法については、一般の1種組合員と同じ方法とする。

(3) 保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親（独りで生計を営んでいる女性）の世帯に属する被保険者で義務教育終了までは第二号の保険料賦課額を免除し、2人目以降の者は第一号及び第二号の保険料賦課額を免除する。

一 基礎賦課額（均等割賦課額）	1人当たり 月額 6,000円（年額 72,000円）
二 後期高齢者支援金等賦課額	1人当たり 月額 3,400円（年額 40,800円）

B. 療養給付費等の支給

(1) 給付割合

種 別	給付割合
① 組合員	7割給付
② 家 族	7割給付
③ 義務教育就学前まで	8割給付
④ 前期高齢者のうち（70～74歳）	
・現役並み所得者	7割給付
・一般所得者で平成26年4月1日以前に70歳～74歳となっている者	9割給付
・一般所得者で平成26年4月2日以降に70歳となる者	8割給付

(2) 歯科給付

1種・2種・3種組合員及びその世帯員の歯科給付については、次のとおりとする。

- ① 他の医療機関における受診については給付する。
- ② 自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行による調剤については給付しない。

(3) 高額療養費の支給

- ① 同一被保険者が同一月内に、同一医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により支払った一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。
- ② 入院及び外来に係る高額療養費は、あらかじめ保険者に申請して、自己負担限度額に係る認定証の交付を受けている場合は、高額療養費は現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額に止めることとする。
- ③ 保険薬局及び指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができる。

高額療養費制度の自己負担限度額

70歳未満

所得要件	限度額
旧ただし書き所得 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 《多数該当：140,100円》
旧ただし書き所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 《多数該当：93,000円》
旧ただし書き所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 《多数該当：44,400円》
旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円 《多数該当：44,400円》
住民税非課税	35,400円 《多数該当：24,600円》

70～74歳
～平成29年7月

区分	所得要件	限度額	
		外来（個人）	（世帯）
現役並み所得	課税所得 145万円以上	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 《多数該当：44,400円》
一般	課税所得 145万円未満(※1)	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円



平成29年8月～平成30年7月

区分	所得要件	限度額	
		外来（個人）	（世帯）
現役並み所得	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 《多数該当：44,400円》
一般	課税所得 145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 《多数該当：44,400円》
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
また、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

【注】

- ① 《 》内は、多数該当(過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合
- ② 75歳到達月における自己負担限度額の特例
75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1とする。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担限度額を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担について療養費として支給する。

高額介護合算療養費制度の算定基準額

70歳未満

所得要件	限度額
旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円
旧ただし書き所得 600万円超～901万円以下	1,410,000円
旧ただし書き所得 210万円超～600万円以下	670,000円
旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円
住民税非課税	340,000円

70～74歳

区分	所得要件	限度額
現役並み所得	課税所得 145万円以上	670,000円
一般	課税所得 145万円未満(※1)	560,000円
低所得Ⅱ	住民税非課税	310,000円
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000円

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。また、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

(5) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時は、申請により出産育児一時金を支給する。

1児につき	420,000円
-------	----------

【注】

産科医療補償制度に加入する医療機関等（加入分娩機関）において出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明する所定の印を押された領収書等の写しを支給申請書に添付する。

(6) 葬祭費の支給

組合員及びその家族が死亡した時は、申請により葬祭費を支給する。

種別	金額
1種組合員	300,000円
2種組合員	150,000円
3種組合員	100,000円
1・2・3種組合員の家族	100,000円
後期高齢者組合員の家族	100,000円

(7) 療養費の支給

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給する。

- ① 診療費
やむを得ず被保険者証を提出できずに医療機関を受診したものの診療費（薬剤費、海外療養費を含む）
- ② 補装具
治療用装具（補装具、弾性着衣、小児弱視の眼鏡など）
- ③ 柔道整復師
柔道整復師の施術
- ④ あん摩・マッサージ
あん摩師・マッサージ師の施術
- ⑤ はり・きゅう
はり師・きゅう師の施術
- ⑥ その他
上記の療養費に該当しない療養費（看護、生血等）

(8) 移送費の支給

医師の指示により入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシーなどで移送した場合、また骨髄、臍帯血の搬送に要した費用について申請により移送費を支給する。

(9) 傷病手当金の支給

組合員が入院した場合、申請により1日目から傷病手当金を支給する。
なお、同一年度内90日を限度とする。

種 別	金 額
1種組合員	入院1日につき 4,000円
2種組合員	入院1日につき 1,500円
3種組合員	入院1日につき 1,500円

C. 保健事業

(1) 保健事業費の支部交付

交付区分	金 額
定額交付分（1支部当たり）	1,550,000円
被保険者割交付分（被保険者1人当たり）	440円

(2) 節目健診事業

組合員及び節目健診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者に対して、1人当たり30,000円まで補助する。

節目健診の対象者は、次のとおりとする。

- ① 1種組合員・2種組合員
1種組合員及び2種組合員のうち、当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。
- ② 1種組合員の配偶者
①に該当した1種組合員の配偶者。なお、この場合の配偶者の年齢は問わない。
- ③ 3種組合員
3種組合員のうち、当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

(3) インフルエンザ予防接種補助事業

インフルエンザ予防接種を受けた1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員の世帯に属する世帯員に対して1人当たり3,000円を限度に補助する。

(4) 特定健康診査・特定保健指導

一 特定健康診査

- ① 40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健康診査を実施する。
- ② 受診は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関・健診機関に委託して実施する。
- ③ 費用は次のとおりとする。
基本項目 自己負担 0割
詳細項目 自己負担 0割
ただし、特定健康診査項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

二 特定保健指導

- ① 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施する。
- ② 指導は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。
- ③ 費用は次のとおりとする。
動機付け支援 自己負担 0割
積極的支援 自己負担 0割

(5) 国保ヘルスアップ事業

データ分析に基づく保健事業
国保データベース（KDB）を活用した効率的、効果的な保健事業の推進。

(6) 資金貸付事業

- ① 高額療養費資金貸付事業
被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付ける。
- ② 出産費資金貸付事業
被保険者が出産した時、申請により貸付ける。

(7) 医療費通知

被保険者に対する医療費通知を実施する。（年6回）

(8) 健康啓発事業

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、保険者に実施が義務付けられている、生活習慣病予防対策の特定健診・特定保健指導について、対象者が容易に受診できるように被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行なう。

(9) 後期高齢者組合員保健事業

後期高齢者組合員に対して次の各号に掲げる事業を行なう。

① 傷病見舞金の支給

後期高齢者組合員が入院した場合、申請により1日目から傷病見舞金を支給する。なお、同一年度内の90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を支給している場合は、その支給期間を含める。）を限度とする。

種 別	金 額
後期高齢者組合員	入院1日につき 4,000円

② 死亡見舞金の支給

後期高齢者組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し死亡見舞金を支給する。

種 別	金 額
後期高齢者組合員	300,000円

③ 節目健診事業

後期高齢者組合員と後期高齢者組合員の被保険者である配偶者が、当該年度中に受診した健診に対して30,000円を限度として補助する。ただし、同一年度内に1種組合員としてすでに補助を受けた場合はこの場合の対象としない。

(10) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知

被保険者に対する 後発医薬品差額通知を実施する。（年2回）

(11) メンタルヘルス事業

メンタルヘルスの専門事業者と契約し、臨床心理士等の資格を有するカウンセリングとの電話および面接によるカウンセリング事業を実施する。

D. レセプト点検の実施

レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

（平成29年度より高額医療レセプト点検を実施）

E. 広報活動

(1) 組合報の発行

(2) ホームページの活用

F. 被保険者証の更新

被保険者証の更新を実施する。（平成29年8月1日交付）

第4号議案 平成29年度歳入歳出予算（案）について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木哲男副理事長から平成29年度歳入歳出予算について、プロジェクターを用いて説明があり挙手多数により可決承認された。



鈴木副理事長

【趣旨説明の要旨】

歳入

- ・国民健康保険料全体で127億8200万円について、医療給付費分の88億8400万円は、組合員数の減や3種女性組合員の保険料免除による減収の影響はあるが所得割と均等割賦課額は据え置きとした。
- ・後期高齢者支援金の26億2700万円は、月額1人あたり100円引き上げて予算計上した。
- ・介護納付金の12億1500万円は40歳から64歳までの被保険者に納付してもらうもので月額1人あたり200円引き上げて予算計上した。
- ・後期高齢者賦課額の5500万円は75歳以上で全国歯に残っている方から納付していただくもので、据え置きとし予算計上した。
- ・国庫支出金は平成27年度に所得調査をした結果30%組合になったことにより平成29年度の療養給付費補助金の補助率が31.2%、組合特定被保険者が13.0%で補助される。国庫支出金総額42億1700万円を計上した。

歳入予算総額188億1000万円を計上した。国民健康保険料と国庫支出金で90%を超える割合となる。

歳出

- ・保険給付費は前年度予算より3億7000万円増の84億3700万円の計上は、過去の傾向から見て約3%増の予算計上としている。
- ・後期高齢者支援金については、35億3500万円を計上した。うち、約9億5400万円は、特別調整補助金を含んだ国庫補助金で賄う。
- ・前期高齢者納付金については前年度予算より約1000万円増の25億5800万円を計上した。医療給付費分保険料に含まれ月額1人あたり約2400円を負担している。
- ・介護納付金については、17億3600万円を計上した。うち、約4億9300万円は、特別調整補助金を含んだ国庫補助金で賄う。

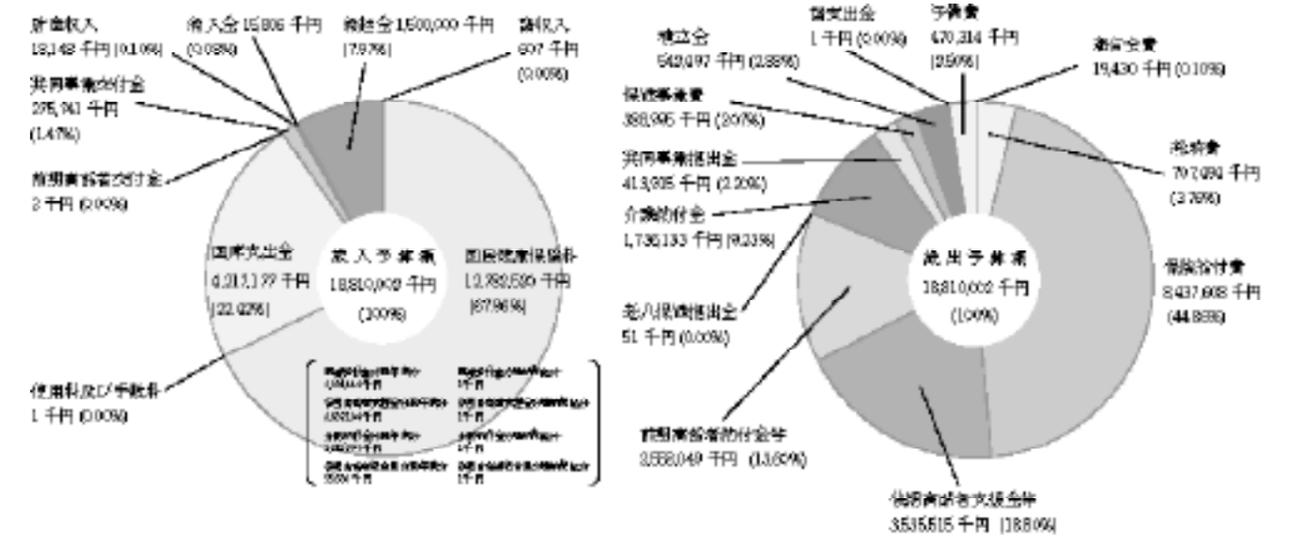
歳出予算総額188億1000万円を計上した。保険給付費約45%、後期高齢者支援金約19%、前期高齢者納付金約14%、介護納付金約9%という構成割合となる。

全国歯科医師国民健康保険組合
平成29年度 歳入歳出予算書

平成29年度 各款別構成割合

歳入 (単位：千円)

款	項	予算額
1. 国民健康保険料	1. 国民健康保険料	12,782,520
2. 使用料及び手数料	1. 督促手数料	1
3. 国庫支出金	1. 国庫負担金	4,217,177
	2. 国庫補助金	40,550
4. 前期高齢者交付金	1. 前期高齢者交付金	4,176,627
5. 共同事業交付金	1. 共同事業交付金	275,741
6. 財産収入	1. 財産運用収入	18,148
7. 繰入金	1. 特別積立金繰入金	15,806
	2. 給付費等支払準備金繰入金	1
	3. 別途積立金繰入金	1
	4. 事務所維持・拡充積立金繰入金	1
	5. 役員退職慰労金積立金繰入金	15,800
	6. 職員退職手当積立金繰入金	1
	7. 国保事業安定積立金繰入金	1
8. 繰越金	1. 繰越金	1,500,000
9. 諸収入	1. 延滞金及び過料	607
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	597
	4. 雑収入	8
歳入	合計	18,810,002



歳出

款	項	予算額
1. 組合会費	1. 組合会費	19,430
2. 総務費	1. 総務管理費	707,494
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費	1. 療養諸費	8,437,608
	2. 高額療養費	7,339,670
	3. 移送費	644,146
	4. 出産育児諸費	1,000
	5. 葬祭費	373,567
	6. 傷病手当金	18,260
4. 後期高齢者支援金等	1. 後期高齢者支援金等	60,965
5. 前期高齢者納付金等	1. 前期高齢者納付金等	3,535,515
6. 老人保健拠出金	1. 老人保健拠出金	2,558,049
7. 介護納付金	1. 介護納付金	51
8. 共同事業拠出金	1. 共同事業拠出金	1,736,133
	2. 共同事業負担金	413,915
9. 保健事業費	1. 特定健康診査等事業費	394,235
	2. 保健事業費	19,680
10. 積立金	1. 積立金	388,995
11. 諸支出金	1. 償還金	64,402
12. 予備費	1. 予備費	324,593
歳出	合計	542,497
		542,497
		1
		1
		470,314
		470,314
		18,810,002

報告事項

〔全国歯関係〕

- 規約施行規則・規程の一部改正等について
 - 職員給与規程の一部改正について
 - ・子女教育手当の新設（平成29年4月1日から施行）
 - ・期末手当の改正（平成29年4月1日から施行）
 - 平成29年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の一部改正について
 - 標記実践計画は法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、毎年度策定することになっているため、「平成28年度の実践計画」を「平成29年度の実践計画」に改正した。
- 40周年記念事業について
 - 開催年月日及び開催場所
 - 開催年月日：平成30年7月21日（土）
 - 通常組合会（同日開予定）終了後
 - 開催場所：ウェスティン都ホテル京都
 - 開催規模及び参加者
 - 30周年記念式典と同程度とする予定。参加者は、本部役員、組合会議員、支部長、支部役員、本部役員OB等で、およそ200名を見込んでいる。

- 記念式典準備委員会及び記念誌編集委員会
 - 記念式典準備委員会
 - 30周年記念式典開催時は記念式典準備委員会を設置せず、常務会及び理事会のなかで式典関係の協議等を行ったことにより、40周年も同様とする。
 - 記念誌編集委員会
 - 委員会規則第2条第三号に基づき、40周年記念誌編集委員会を設置することとした。
- 編集委員会メンバー
- 委員長：三塚憲二（副理事長）
 - 副委員長：芦田欣一（常務理事）
 - 委員：鈴木哲男（副理事長）
 - 齊藤愛夫（専務理事）
 - 中屋敷修（議長〈A地区議員〉）
 - 松岡利安（副議長〈C地区議員〉）
 - 井田治彦（B地区議員）

3. 平成 28 年度組合員の資格確認調査の結果について

平成 28 年 9 月から 10 月に調査を実施し、29 年 2 月末日現在、再確認ができていない未了者が合計 5 名。

4. 平成 28 年度療養給付費の状況について

平成 28 年度の療養給付費の状況について、26 年度と 27 年度については 1 年間の療養費給付費が出ている。28 年度は現在把握している 29 年 1 月分までです。28 年度の給付額は、昨年の 27 年度の年度平均とほぼ一致をしており、あと、2 月、3 月というところでどのように変化するか、不確定的な要素があるということになる。

グラフを見ると、大体山は例年と同じ感じだが違うのは、8 月、9 月に下がる傾向が、26、27 年度はあったが、28 年度は上がっているところが違う。

そして、この療養給付費で非常に大きな影響を与えているのが、以前にも話をしました、C 型肝炎の高額医薬品の影響が出ているということを示し上げた。

直近の 12 月の例を挙げると、平成 26 年度は患者数が 31 名で 18 万点、180 万円でした。それが 27 年度、昨年度の 12 月は 280 万、2,800 万まで上がりました。そして、28 年度の 12 月は、26 年度と同じような数値に戻ってきました。これは、ハーボニーに代表されるように 3 カ月の投薬で治癒の方向に向かったということと、当然、薬価が下がったということで対象の患者さんも、高額医薬品を飲んでおられる方も含めて、昨年度、27 年度は 47 人ぐらいだったのが、今 20 人に減ってきている。

調剤給付額が 28 年度は 6% 下がった。という



樋口常務理事

のは、27 年度ベースでいくと、大体、調剤給付額というものが 14 億 4,000 万ほどあったので、その 6% ということで 8,000 万、9,000 万のその給付が下がった。

もう一つ大きいのは、がんのオプジーボです。これについては、28 年度の 8 月に 1 人、9 月に 1 人ということ、今現在、29 年 1 月に入ってもこのお二方です。医療費で約 420 万円、給付額が 1 人当たり約 290 万となります。29 年 2 月に薬価が半分になったが、適用範囲が広がったということも聞いていますので、今後このオプジーボを使われる方が増えた場合には、薬価が半分になっても対象が増える等、見通せないところだと思う。

様々な成人病での給付をしているが、一番根底にあるのが慢性腎不全、人工透析です。65,000 人の組合員の中で毎月 50 名ほどが透析をされています。1 カ月の費用額は 43 万円です。50 人だと月額 2,200 万円程度、年間で 2 億 4,000 万円程度となります。

今後はいろいろと高額医療等々の分では、その辺のところも見ていったほうが良いのではないかと気がしている。

5. 平成 29 年度会議予定

年	月	日(曜)	会議名	時 間	場 所
29 年	4 月	21 日(金)	職員事務研修会	1 日目	ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンター
		22 日(土)		2 日目	
	5 月	17 日(水)	第 1 回常務会	13:00	東京事務所
	6 月	21 日(水)	第 1 回監事会	14:30	東京事務所
		27 日(火)	第 1 回理事会	13:00	フクラシア東京ステーション
	7 月	23 日(日)	第 2 回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション
			第 1 回議長団打合せ	12:00	
			第 81 回通常組合会	13:00	
	8 月	1 日(火)	第 2 回理事会	13:00	フクラシア東京ステーション
		23 日(水)	東京事務所事務研修会	10:00	東京事務所
	10 月	17 日(火)	第 3 回常務会	13:00	東京事務所
11 月	29 日(水)	第 4 回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション	
		第 3 回理事会	13:00		
30 年	2 月	20 日(火)	第 5 回常務会	13:00	東京事務所
	3 月	6 日(火)	第 2 回監事会	11:00	フクラシア東京ステーション
			第 4 回理事会	13:00	
			第 6 回常務会	11:00	
	25 日(日)	打合せ	12:00	フクラシア東京ステーション	
第 82 回通常組合会		13:00			

〔全協関係〕

第 68 回通常総会が平成 29 年 3 月 16 日に明治記念館で開催された。

第 2 号議案「平成 29 年度会費について」は、全協に 164 組合が加盟しているが、均等割の 5 万円が次年度から 20 万円へ値上げの提案に対し、我々の仲間である単県歯科国保組合から幾つか反対のご意見が示されたが、可決承認され、結果的に全ての議案が可決承認された。

平成 29 年 3 月 24 日(金)に日本歯科医師連盟の第 131 回評議員会が開催され、日歯連盟から文書が配布されました。

昨年 6 月の 129 回の評議員会で、ある評議員から、次の参議院選については歯科以外でも我々のためになるような人材をぜひ要望したいという意見に対する回答が書面で提出をされた。

それによると、歯科医師でない我々の仲間を増やしていくのは今後大切なことだ、有能で役人になりと意見のできる議員を周りにつくることもこれからは必要であると考え、ぜひ先生方の地元で「これは」という方を推挙していただきたいという内容の文書が配布された。

〔全歯連関係〕

29 年 3 月 1 日に全歯連の通常総会がアルカディア市ヶ谷であった。

28 年度会計現況報告は、平成 28 年 12 月末日現在で歳入合計が 1,433 万円余、歳出合計が 791 万円余で、差引残額が 642 万円余ということであった。

また、議事は、1 号議案の規約の一部改正は、

会長の資格として今までは、「会長は会員の理事長または会員から推薦された者から選出する」となっていたものを「会長は会員の理事長または支部長の資格を有する者から選出する」と、各組合で責任のある立場にある者が会長になれると変更するものである。

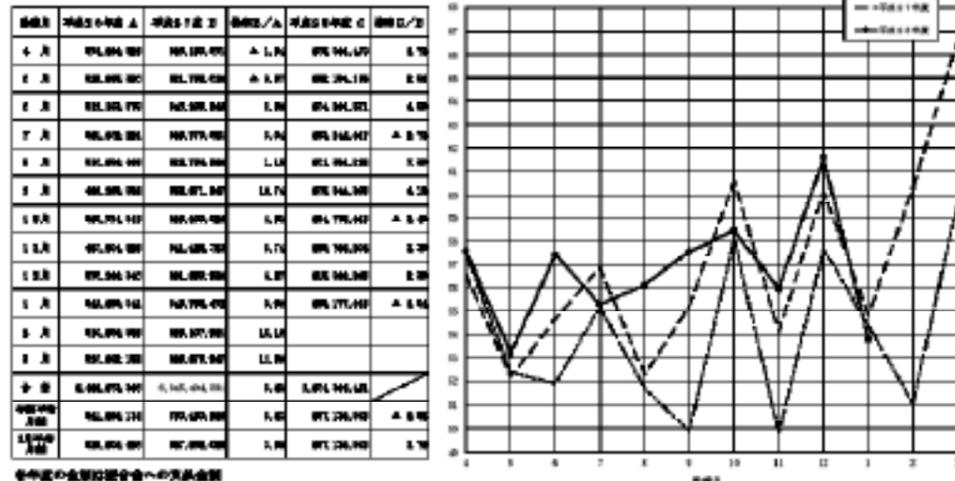
また、2 号議案の選挙規程の一部改正は、候補者の、特に監事の、推薦について、今までは会議の中で何の書類もなく、推薦者の名前を挙げて、拍手ということで承認していたが、これでは一体誰なのかははっきり分からないということで、もう少し分かりやすい書類を出すべきだということで、推薦候補者の住所、氏名、生年月日、診療所の所在地および名称ならびに略歴を記入した上に、承諾書、推薦候補の趣意書を添えて提出しなければならないということ、この必要な書類を義務化したということです。

次に 3 号議案で事業計画では、29 年度は会長の交代期で、29 年度は特に三師会、全医連、全業連と連携の推進を協調していくということでした。

第 4 号議案は、会費賦課ならびに徴収について、今までどおり会員割が 1 会員 2 万円、被保険者 1 人 25 円です。

第 5 号議案が、平成 29 年度の歳入歳出予算案ですが、全ての議案が承認された。

療養給付費の状況(月額)



事前質問

質疑応答の要旨

Q 特定健診受診券の早期発行について（要望）
 特定健診の受診にあたり、市町村で実施する健康診断を受診する組合員も多い。しかしながら、本組合の受診券の発行が市町村の健康診断に間に合わず、受診の機会を逸するケースや、特定健診部分に係る費用を自己負担するなどの事例が多くあることから、特定健診受診券の早期発行を求める意見が、組合員から多数寄せられている。
 組合員の健康保持や特定健診受診率向上、ひいては組合の健全運営のためにも、受診券の早期発行に向けて積極的な対応をお願いしたい。
 （新潟県支部 松崎正樹議員）

A 従来、われわれが特定健診の受診券を発行しているのは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定の中に、「毎年度、当該年度の4月1日における加入者に特定健診等を行う」ということが記載をされ、4月1日の在籍者の名簿で当該年度の特定健診、特定保健指導の受診券を発行しております。
 この受診券の印刷につきましては、栃木県国保連合会に全国歯の被保険者データを送り、圧着ハガキの受診券を作成し、東京事務所のほうから該当被保険者に対して直接お送りをするという方法を取っているため、4月1日のデータを送って、印刷されてくるのが5月の中旬ぐらいになったわけです。
 今回、栃木県国保連合会と話をし、30年度からは1月末日の被保険者データで受診券の印刷してもらえるようお願いすることができました。それで、3月末までに該当者に受診券を送付し、4月1日以降に健診を受けていただくことにしたいと思えます。
 1月末でデータを切りますと、2月と3月に新規に加入された方で40歳以上に該当する人につきましては、圧着ハガキの受診券とはなりませんので、東京

事務所でA4の紙ベースでの受診券を発行して対応していきたいと思えます。
 （齊藤専務理事）

Q 組合員の減少（2025年問題）に関する質問
 団塊の世代が75歳を迎える、「2025年問題」において、後期高齢者の医療費急増が懸念される。本組合においては、75歳以上の者は後期高齢者医療制度に移行するから、直接的な影響は無いものの、一方で、「2025年問題」により生じる組合員の急激な減少が予想される。
 新潟県では年間10名程度の1種組合員が後期高齢者に移行しているが、5年後の2022年頃よりこれが急増し年間30～40名程度の1種組合員の急激な減少が始まる可能性がある。
 組合員の減少は組織雲煙の根幹にかかわる問題でもあり、本部においても、現状把握並びに現状分析に努めていると思うが、将来を見据えた対応が急務であることから、現時点での全国歯の見解を知りたい。
 （新潟県支部 松崎正樹議員）

A 組合の現状につきましては、1種の方が減っている、高年齢化しているということです。これは日歯における未加入対策と合わせて当面はやっていきたいと思えます。
 他にも種々な考えはありますが、一番穏当なのは日歯の未加入対策に期待している。
 全国歯の組合員になるためには、歯科医師会、日歯に加入していただくということで是非、日歯のほうに頑張っていただきたい。
 （鈴木副理事長）

Q 資格取得時の個人番号の届出について
 資格取得時の書類の一つに個人番号確認書類があるが、これとは別に「様式21号」による個人番号の届出を必要としている。
 必要書類として個人番号通知カードあるいは個人番号カードの写しを提出するのにこれに加えて様式21号は必要なのか。
 また、個人番号通知カードあるいは個人番号カードの写しは厳封等の秘匿を求めているのに、様式21号は糊付けを行って届出時に秘匿としているが、この糊付けは必要か。
 （富山県支部 山田雅敏議員）

A 現在、各支部で新規加入申込書に記入をしていただいております。ご指摘のところは、この必要書類の中に個人番号確認書類という記載があり、通知カードもしくは個人番号カードの写しというのは確認書類です。マイナンバーにつきましては、番号を書いていただいて、のり付けをして提出をしてもらうという方法を取っているわけです。
 マイナンバーにつきましては国が今推奨いたしておるところでございますし、個人情報ということでは組合のコンプライアンスにも非常に関わってまいりますので、恐れ入りますが、これはのりしろで付けていただいたものを出して、支部の職員につきましては、コンピューターで入力しましたら即座にその場でシュレッダーにかけろという具合に指導しております。
 （齊藤専務理事）

Q 遠隔地の家族の加入について
 現在、遠隔地に居住して就業している家族（住民票は遠隔地にある）が、大学院進学等で扶養家族に戻る場合について、この家族が1種組合員の家族として加入する場合、現状では1種組合員の現住所に住民票を一旦移動させないと歯科医師国保に加入できないが、このような不都合を何とか解消できる方策はないか。
 （富山県支部 山田雅敏議員）

A コンプライアンスの問題がございます。やはり国保法第116条の適用を受ける、マル学、遠隔地の場合におきまして、確かにその家族がいて、市町村に住民票をもう一度移していただくということが、法令上必要になります。
 （齊藤専務理事）



仲佐副理事長

閉会の辞（要旨） 仲佐副理事長

長時間に亘りまして色々協議いただきありがとうございます。本日、提案いたしました4つの議案につきまして、快くご了解いただき感謝申し上げます。本日の組合会で色々出たように、国保組合の運営はますます厳しくなります。各支部との連携を密にしながら、持続可能な国保運営を図ってまいりたいと思えます。どうかご支援、ご協力をお願い申し上げます。第80回の通常組合会を閉会いたします。ありがとうございました。

鳥取県支部

鳥取県は、日本列島本島の西端に位置する中国地方の北東部に位置し、東西約 120 km、南北約 20～50 kmと、東西にやや細長い県です。北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が連なっています。

日本最初の歴史書「古事記」には、大和朝廷が諸国に鳥を捕らえさせ、これを税として納めるように命じていたという一節があります。そして、当時、鳥取平野には、沼や、沢の湿地帯が多くあり、水辺に集まる鳥などを捕らえて暮らす狩猟民族が住んでいました。これらの人々が、大和に政権ができてからその支配体系に組み込まれ、「鳥取部」として従属するようになり、そこからこの地の呼び名「鳥取県」が生まれたとされています。(鳥取県 HP より抜粋)

県民人口は約 59 万人と全国最小県ですが、「スタバはないけどスナバはある」などの秀逸なダジャレを駆使する平井伸治鳥取県知事の知名度は全国区ですし、近年は女性芸能人の活躍も目覚ましく、NHK 朝の連ドラ「てっぺん」の主演女優 瀧本美織さんや「べっぴんさん」の蓮佛美沙子さん、珍獣ハンターのイモトアヤコさん、また、美人実力派女優としてドラマ、映画に活躍中の松本若菜さんは、鳥取県歯科医師会 100 周年記念行事で「とっとりスマイル大賞」を平井知事とともに受賞され、口腔衛生啓蒙活動にご協力をいただきました。

本支部は、支部長以下役員 9 名(支部長 1 名、副支部長 2 名、常務理事 1 名、理事 3 名、監事 2 名)、事務職員 1 名にて業務を行っております。被保険者数は平成 29 年 4 月 1 日現在 1543 名で、1 種組合員 239 名、2 種組合員 14 名、3 種組合員が 696 名、家族は全体で 594 名、後期高齢者組合員は 28 名です。

保健事業では健康診断に対する補助を中心に、スポーツイベントや健康増進事業に対する補助を行っています。県下の組合員を対象に、鳥取県発祥のスポーツ「グラウンドゴルフ大会」などの開催実績がありますが、東西に長く高速道路の整備も未完な地理的状况から、近年では地区歯科医師会単位で組合員の自主的な健康増進事業に対する補助を行っています。

常務理事 池田実央



後列 橋本理事 池田常務理事 平林理事 小濱理事
前列 西尾監事 渡辺副支部長 樋口支部長 廣田副支部長 鈴木監事



香川県支部

「讃岐うどん」で知られる香川県を、ご案内します。本県は日本初の国立公園に指定された瀬戸内海国立公園の中心に位置し、四国の東北部に位置しております、人口は約 100 万人、面積は全国最小、平野と山地は、およそ相半ばし海には多数の島が点在し、風光は真に美しく、四季を通じて温暖小雨で明るい瀬戸内海の気候に恵まれています。「うどん県、それだけじゃない香川県」のキャッチコピーを記憶している方も多いのではないでしょうか。

県都は高松市で、名所と言えば、海城で有名な玉藻城、日本の三名園にも劣らない栗林公園があります。また、観光スポットとして、海上信仰の金毘羅宮「こんぴらさん」、現存する木造天守と石垣美の丸亀城、源平古戦場の屋島、「二十四の瞳」の舞台となった小豆島、地中美術館で有名なアートの島、直島。瀬戸内芸術祭の開催場となる多くの島々、本州と四国を結ぶ瀬戸大橋などがあります。機会があれば、是非お運びください。

さて、香川県支部は、昭和 33 年 4 月 1 日に香川県歯科医師国保組合として発足した後、昭和 53 年に全国歯科医師国保組合の設立と同時に加入させて頂きました。事務所は歯科医師会館内にあり、支部組織は、顧問 2 名、支部長 1 名、副支部長 2 名、常務理事 2 名、理事 6 名、監事 2 名の 15 名と職員 2 名で構成しております。被保険者数は平成 29 年 4 月現在 2,711 名で 1 種組合員 434 名、2 種組合員 66 名、3 種組合員 1,124 名、1 種組合員家族 842 名、2 種組合員家族 47 名、3 種組合員家族 161 名、後期高齢者組合員 37 名となっております。

支部単独事業としては、一般検診、インフルエンザ予防接種、節目健診等の補助、がん検診、健康家庭への記念品の贈呈、各種スポーツ大会への助成などを行っています。本県支部の問題点は、特段、医療費が高い事です。高額医療対策は仕方ありませんので、軽症疾病の通院を控えることや、自己管理能力を向上することなどを目標にしております。

副支部長 増田修一



後列 増田副支部長 阿部副支部長 松岡常務理事 藤本常務理事
前列 山下支部長 亀田顧問 西岡顧問

元顧問 故 大久保有 先生を偲ぶ



略 歴
昭和 5 年 8 月 21 日生

- 徳島県歯科医師会
昭和 63 年 4 月 1 日～平成 9 年 3 月 31 日 副会長
平成 9 年 4 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日 顧問
- 日本歯科医師連盟
平成 6 年 4 月 1 日～平成 9 年 3 月 31 日 理事
平成 9 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日 常任監事
- 全国歯科医師国民健康保険組合連合会
平成 2 年 4 月 1 日～平成 10 年 3 月 31 日 常務理事
平成 10 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日 副会長
- 全国歯科医師国民健康保険組合徳島県支部
平成 7 年 11 月 10 日～平成 17 年 3 月 31 日 支部長
平成 17 年 4 月 1 日～平成 29 年 2 月 11 日 顧問
- 全国歯科医師国民健康保険組合
平成 11 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日 常務理事
平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日 監事
平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日 顧問

先生は平成 28 年 2 月 15 日夜 突然に脳内出血を起こし入院されました。その後先生持ち前の気魄により先生らしい日常の生活を取り戻され安心しておりましたが、8 月 8 日に脳梗塞を発症してからは入院、自宅療養をされていると伺っておりました。私たち会員一同先生のご快復を願っておりましたが平成 29 年 2 月 11 日 先生ご逝去の悲報にただ大きな衝撃を受けております。まさに「巨星落つ」の心境にあります。

先生は歯科医師国保組合の運営に長年にわたり要職を担われ、国保運営にご尽力されましたことに心より感謝致します。

また、日本歯科医師会、日本歯科医師連盟、日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会等でも先生の卓越した指導をいただきました。徳島県歯科医師会でも「大久保先生」という畏敬の念をもって語られる存在でした。

地元では先生への親しみ、尊敬の念は高く教育委員会委員長も歴任され、大変お忙しい中でも地域の重鎮としての役割も果たされていました。役職から引退された後もお元気で活動的に過ごされ、気の置けない仲間と全国を旅していると聞いておりました。常に私たちの前を走っておられました。

これからは先生の高い志と歯科界の発展を願われた思いを忘れることなく一歩でも先生のご遺志に向かって日々歩んでまいりたいとの覚悟であります。

先生のご遺徳を偲び、心からご冥福をお祈りいたします。

全国歯科医師国民健康保険組合徳島県支部
理 事 影 本 博 一

今までも。これからも。



その先には、ひろがる笑顔。

安心・信頼
Anshin Shinrai

国の厳しい審査をクリア
ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

低価格で個人負担が軽くなる
新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

未来
Mirai

医療費を有効活用
個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

医療保険制度を次の世代に引き継ぐ
少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、
医師・薬剤師にご相談ください。



70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。皆さまのご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額（月ごと）

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円 ^{※2})	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円 ^{※2})
	一般	課税所得 145万円未満の方 ^(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入90万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

国民健康保険に加入されている皆さまへ

これまで、国民健康保険の財政運営や、被保険者資格の管理などは市町村単位で行っていましたが、平成30年度から都道府県単位に変更します。この変更で、同一県内で他の市町村に引越した場合でも、引越前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントが引き継がれます。これによって、表面の表にある「多数回(44,400円)」に該当しやすくなるため、被保険者の皆さまの負担額が下がります。

※窓口はこれまでどおり、お住まいの市町村の窓口です。

医療保険制度の見直し 早わかり Q&A

Q なぜ高額療養費を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

医療費の負担の上限額は、同じ年収であっても、高齢者のほうが若者世代よりも低く設定されています(下図)。世代間の公平を図るため、高齢者のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

上限額の比較 ※70歳以上の方の上限額は、平成29年7月診療分までのものです。

70歳以上の方		年収	69歳以下の方
外来(個人ごと)	約80,100円 (44,400円)	約370万円以上の方	約252,600円(140,100円)
44,400円	約370万円未満の方		約167,400円(93,000円)
12,000円	44,400円	約370万円までの方	約80,100円(44,400円)
8,000円	24,600円		57,600円(44,400円)
		15,000円	住民税非課税世帯
		住民税非課税世帯 (所得一定以下)	

※()内の金額は、「多数回」に該当する場合の上限額です。

Q 70歳以上なのですが、私は、8月から窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

医療費の上限額は、収入に応じて決まります。8月からご自身の上限額がいくらになるのかについては、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q 今回、窓口負担割合も見直されるのですか？

A 窓口負担割合の見直しは行いません。

今回見直しを行うのは、高額な医療費をご負担いただいた場合の、月ごとの上限額です。窓口負担割合については、見直しは行いません。

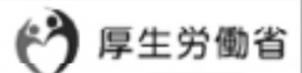
Q 高額療養費の支給を受けるには、なにか手続きが必要なのですか？

A 原則として、保険者への申請が必要です。

高額療養費の支給を受けるためには、ご加入の保険者に申請を行う必要があります。ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に振り込まれます。

高額療養費に関するお問い合わせは

- ◆ 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合にご加入の方 → ご加入の医療保険者まで
- ◆ 国民健康保険にご加入の方 → お住まいの市町村窓口まで
- ◆ 後期高齢者医療制度の方 → 各都道府県の後期高齢者医療広域連合まで



▲お問い合わせの際は、このQRコードをご利用ください

仕事のストレス、人間関係の悩み— まずは電話で相談してみませんか？

Webでも
相談できます！

平成29年
5月1日
スタート！

メンタルヘルスカウンセリング

現代社会はストレス社会。仕事の課題や人間関係からくるストレス、子育てや介護など、悩みの穴はつきません。心に悩みのある方は、ひとりで悩まずお電話ください。経験豊かなカウンセラーが、あなたの悩みの解決をお手伝いします。



「こんなとき…」はお電話ください！

仕事でストレスがたまる

職場の人間関係で悩んでいる

育児・介護が
つらい

なぜか頭痛や
下痢が続いている

まずは気軽にお電話ください！

専用ダイヤル

0120-926-189 (無料)

携帯・PHSからもご利用できます。

ご利用者

被保険者

面接か電話か、
音声ガイドに従って
サービス番号を
プッシュしてください

※プッシュ回線でない方は、右のサービス番号の前に★印ボタンを押してください。黒電話などの場合は最後に各サービスの直通電話番号をお知らせしますので、おかけ直してください。

「面接」によるカウンセリング……②

面接カウンセリングは、まずお電話で面接の予約をおとりください(年度中1人5回まで無料/6回目から有料)。

【予約受付】月～土曜日(日曜・祝日、年末年始は休み)10時～20時

「電話」によるカウンセリング……③

気軽に使える、お電話でのカウンセリングです。

【受付時間】月～土曜日(日曜・祝日、年末年始は休み)10時～22時

★電話の通話を避けたいときは、翌日以降の電話カウンセリングの予約もできます(サービス④)。

【予約受付】月～土曜日(日曜・祝日、年末年始は休み)10時～18時

相談無料でプライバシー厳守。 安心してご相談ください！

相談は無料です！

電話カウンセリングは、相談料・通話料ともかかりません。面接カウンセリングも、年度中1人5回まで無料です(6回目から有料)。

※電話相談は1日1回20分程度、面接は1回50分程度が目安です。

プライバシー厳守！

プライバシー保護のため、カウンセリングは外部へ委託して運営しています。個々人の相談の有無・内容等が当国保組合に伝わることはありません(個人を特定できない、統計的な月次データで報告されます)。

※面接の予約やご相談の関連上、年齢・都道府県名・相談者と相談対象者の続柄等をうかがう場合がありますが、プライバシーは厳守されます。

面接カウンセリング……②

東京カウンセリングセンター、もしくは全国主要都市のカウンセリングルームで、「臨床心理士」の資格を有するカウンセラーが対応します。お近くのカウンセリングルームは、下の一覧からご確認ください。

カウンセリングルーム一覧

<http://www.tochp.com/map.html>

電話カウンセリング……③

電話カウンセリングは1回20分程度が目安ですが、20分で終わらないときや途中で面接を受けなくなったときは、面接カウンセリングに移行できます(専用ダイヤルであらためて面接予約をお取りください)。



★電話の通話を避けたいときは、翌日以降の電話相談の予約もできます(サービス④)。

心のWEB相談 <https://www.mh-c.jp/kokoro/>

上のURLへアクセスし、専用ダイヤルの電話番号下6ケタをパスワードとしてログインします。回答は3営業日以内を目処に返信します。

◆「カウンセリング」って何？

悩みを抱えた方の問題解決のお手伝いをするのが、カウンセリングです。往々にして心の問題は、からまった気持ちや考えを言葉に出して整理してみると、白ずと解決の道が見えてくることがあります。カウンセラーは、「言葉」を手がかりとして、相談者が解決にたどりつくお手伝いをします。

◆「カウンセラー」はどんな人？

カウンセラーはまず相談者の話を耳を傾け、考えや気持ちを理解・共感し、問題を一緒に考えてくれます。あれこれ指摘したり、一方的に欠点を指摘することはありません。当カウンセリングのカウンセラーはそのための心の持ち方や技術を身につけた、臨床心理士(国内のカウンセラーの代表的資格)の有資格者です。

◆**免責事項** 本サービスは利用される方に適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立ててもらうことが目的であり、国民健康保険組合および国民健康保険組合がキーマンを果たした株式会社法研、株式会社東京カウンセリングセンター、両社が提供するカウンセリング施設、ならびに関係するスタッフ(以上を総称して「サービス関係者」という)は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本サービスは医師法第44条が規定する診療・治療や医薬品の提供は一切行いません。以上をご理解いただいた上でご利用ください。

①被保険者証更新は平成 29 年 8 月

現在お持ちの「被保険者証」の有効期限は平成 29 年 7 月 31 日です。ただし、平成 31 年 7 月末までに 75 歳の誕生日を迎える方の有効期限は誕生日前日です。

②高齢受給者証更新も平成 29 年 8 月

現在お持ちの「高齢受給者証」の有効期限は平成 29 年 7 月 31 日です。70 歳から 74 歳の方は、被保険者証とは別に支部事務所より高齢受給者証が交付されます。ただし、平成 29 年度中に 75 歳の誕生日を迎える方の有効期限は誕生日前日です。

③人工透析を受けている 70 歳未満の方へ

人工透析を受けている 70 歳未満の方で「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成 29 年 7 月 31 日の方は、お早目に交付手続きをお済ませください。交付手続きには、組合員と全国歯に加入している家族世帯員の平成 28 年中の収入がわかる書類が必要です。自己負担限度額は所得や家族構成の異動で変わる場合がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

◆新しい被保険者証、高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証が届きましたら必ず記載事項をご確認ください。有効期限が切れた被保険者証、高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証は支部事務所までご返却をお願いします。

④療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を療養費として支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で医療機関等を受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3） など

●申請手続きに必要な書類

●申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気やけがでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後申請により支払った医療費の一部を支給します。

●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し（顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ）
- 調査に係わる同意書

★2 接骨院・整骨院のかかり方

接骨院・整骨院の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージでは、基本的に被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはあり得ませんので十分ご注意ください。また同一の負傷について、同時期に被保険者証を使って整形外科の治療と柔道整復の施術を重複して受診することはできません。

■接骨院・整骨院の受診は外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診には医師の同意が必要

保険適用となるはり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書（病名、症状、発病、年月日の明記されたもの）が必要です。

■保険適用とならない受診内容

以下のような症状で受診した場合は、被保険者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・仕事中や通勤途中の負傷
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術など

⑤高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）には組合から手続きのご案内をお送りします。なお、高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づいて支給されるため、診療を受けた月から支給されるまで数か月を要します。レセプトの提出が遅れている場合は、組合からの通知も遅くなりますのでご了承ください。

●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類
（例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

◎国民健康保険限度額適用認定証の交付及び更新

70 歳未満の方で医療費が高額になりそうな場合は、事前に組合に申請し交付された国民健康保険限度額適用認定証（住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関に提示すると、1 か月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在、国民健康保険限度額適用認定証を交付されている方で、8 月以降も引き続き必要な方は交付手続きをしてください。

●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険限度額適用認定申請書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯を合わせた所得を証明する書類
（例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

⑥その他の保険給付の支給申請（支給額の詳細については10ページ以降をご覧ください。）

◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から傷病手当金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

- 申請手続きに必要な書類●
- 傷病手当金支給申請書

◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠4か月の死産・流産を含む）した場合に出産育児一時金を支給します。双子の場合は2人分を支給します。

- 申請手続きに必要な書類●
- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収証等の写し

◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

- 申請手続きに必要な書類●
- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方が判断できる書類
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆移送費の支給申請

病気やけがのために移動が困難な患者が医師の指示によって移送された場合に支給します。

- 申請手続きに必要な書類●
- 移送費支給申請書
- 医師の意見書
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

⑦インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合に申請により費用の一部を支給します。

- ・対象者 被保険者（後期高齢者組合員を除く）
- ・支給額 年度ごと1名につき、3,000円限度
※費用額が3,000円未満の場合は実費分を支給
※2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から3,000円を限度に支給
- ・実施期間 4月1日から翌年の3月31日まで

- 申請手続きに必要な書類●
- （申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

- インフルエンザ予防接種補助金申請書
- 領収書（予防接種日、医療機関名、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

⑧節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書を支部事務所までお送りください。

- ・対象者 (1)平成29年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
(2)(1)で対象になった1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）
(3)平成29年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員
- ・支給額 同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対し）30,000円を限度に支給
- ・実施期間 4月1日から翌年の3月31日まで
- 申請手続きに必要な書類●
- （申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）
- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

⑨後期高齢者組合員のための保健事業のご案内（支給額の詳細については13ページをご覧ください。）

◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める）を限度とします。

- 申請手続きに必要な書類●
- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

- 申請手続きに必要な書類●
- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆後期高齢者組合員のための節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

- ・対象者 (1)平成29年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
(2)(1)で対象になった後期高齢者組合員の配偶者で全国歯に加入している方
※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外
- ・実施期間 4月1日から翌年の3月31日まで
- ・支給額 同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額より）30,000円を限度に支給
- ・実施期間 4月1日から翌年の3月31日まで

- 申請手続きに必要な書類●
- （申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

⑩交通事故や傷害事件は届出が必要

交通事故や傷害事件によるけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者が負担すべきものです。事件事故に巻き込まれた場合、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。また、骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

⑪ジェネリック医薬品差額通知送付のお知らせ

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

全国歯では年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等に相談の上、上手に利用してください。

⑫医療費通知の送付のお知らせ

全国歯では年に6回、医療費通知を送付しています。受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、組合では把握しきれない部分について適正に医療機関等から請求がされているか、ご自身でしっかりご確認ください。医療機関等からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がありましたらお気軽に全国歯までご連絡ください。

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

支部事務所連絡先

栃木県支部	028-648-0472	山梨県支部	055-252-6481	青森県支部	017-777-4907
岐阜県支部	058-274-6110	富山県支部	076-432-9666	滋賀県支部	077-523-2787
京都府支部	075-812-8495	岡山県支部	086-224-7777	山口県支部	083-928-8020
島根県支部	0852-24-2757	鳥取県支部	0857-23-2621	香川県支部	087-851-4965
徳島県支部	088-631-3977	高知県支部	088-823-7369	新潟県支部	025-283-3030
岩手県支部	019-623-1571	石川県支部	076-251-1011	長野県支部	026-222-8020
福井県支部	0776-25-6108	沖縄県支部	098-996-3571		

また全国歯科医師国民健康保険組合のホームページ (<http://www.zensikokuho.or.jp>) にも詳しいお知らせが掲載されています。各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご活用ください。

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818
発行人 尾上 徹
ホームページ <http://www.zensikokuho.or.jp>
写真 真 イタリア 世界遺産トロミテ渓谷(コルティナ・ダンパッツォ)
水谷渚子